

こんにちは、流山市議会議員の大塚洋一です。
今回の通信4では、第1回定例会を中心に報告させていただきます。

清潔・便利・気軽なトイレを!

<一般質問【トイレ整備について】>

高齢者の方から屋外に出たくても気軽に利用できるトイレが少ないので家にもこもりがちになる、また、子育て世代の方からも屋外の身近なところにトイレがあると便利だといった声をよく聞きます。そこで、トイレを整備するとどのようなメリットが期待できるのかを、次のA、B、Cに分けて整理してみました。

A「清潔なトイレ」のメリット

- 毎日何回もお世話になるトイレが清潔であると、心や精神の安心が得られ、気分転換やストレス解消にも効果がある。
- 公共トイレが清潔であると利用者の公共への意識も高くなり、まちの美化・ごみの削減・良好な景観形成にもつながり、流山市の価値を更に高め、ブランド力向上も期待できる。
- 学校では、生徒がトイレ掃除などに積極的に取り組むと公共心の向上、道徳教育にも効果がある。
- 観光客用のトイレが清潔であるとおもてなしにもつながり、イベントの集客も増え、流山市の評価も高くなる。
- コンビニではウォッシュレットが付いていると、それが魅力でお店を選ぶこともあり、他の民間施設でもトイレが清潔であるとワンランク上級に感じる。職場のトイレでは社長が率先して掃除を行っている場合、会社の雰囲気も良くなり、経営も上向きになったと聞いたことがある。

B「便利なトイレ」のメリット

- 公共の屋外トイレが身近にあると高齢者の方も安心して外出し、散歩などによる健康増進、地域との触れ合いが図られ、医療費削減、社会保障の減額にもつながる。また、子供達も元気に屋外で遊びやすくなり、子育て中の方も安心して公園デビューができる。
- 街中だけでなく、自然環境のよい市街化調整区域にある施設でも健康増進の趣旨に同意して頂き、無理のない範囲でトイレを貸して頂けると、散歩や散策をする方も増加する。

C「気楽に利用できるトイレ」のメリット

- 協力いただける各種の既存施設において、御自由にお使い下さいの看板を設置し、多くの方が利用できる「市民トイレ」を普及させることで、トイレを必要とする方から感謝の気持ちが育まれる。特に商業施設などでは、何か買わなくてはといった義務感からトイレ利用を我慢しなくて済み、気楽な気分でもちに繰り出せる。



今回は、B「便利なトイレ」とC「気楽に利用できるトイレ」について質疑しましたので、答弁結果等を紹介させていただきます。

①流山市の「屋外トイレ」の現状と設置基準について

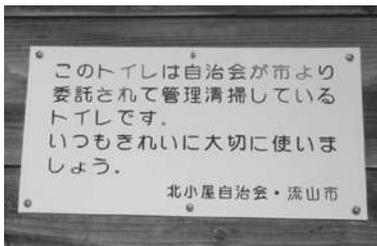
市が設置、管理する「屋外トイレ」は、総合運動公園など28カ所の公園、緑地などに32カ所設置しており、清掃管理は週3回、年間150回の業務を委託しています。公園内へのトイレ設置の希望は多いのですが、設置場所によっては迷惑施設との苦情や放火・盗難などの防犯対策、利用上のモラル向上、地域の協力等の課題があります。設置基準は標準面積が2ヘクタール以上の近隣公園以上で、周辺の土地利用状況を勘案し必要と判断された場合トイレを設置しています。

②公園トイレの年間維持管理費と新設費について

維持管理費に関して、平成27年度の決算見込みでは市内28カ所で847万6,840円を想定しています。新設費は、男子用小1、大1、女子用1、多目的用1の場合は約1,100万円です。

③地域が維持管理している事例について

北小屋休憩園地の隣接地に、文学の散歩道事業の一環で設置したトイレがあります。北小屋自治会と流山市は清掃管理にかかわる協定を締結しており、日々の清掃管理は自治会に、浄化槽の点検等は流山市が行っています。自分たちの地域



のトイレを自分たちで清掃することはとても良い事例であり、「トイレの維持管理の協力について、やる気のある地域や自治会、NPO等への呼びかけを行うこと」を要望しました。

④「市民トイレ」について

施設管理者の理解が必要不可欠であり、現在、流山市では「市民トイレ」の活用について先進事例を研究中とのことです。港区が行っている公衆トイレ整備計画や神戸市の「こうべ・だれでもトイレタウン」計画を紹介し、流山市においても「市全体のトイレ整備計画について今後取り組むこと」を要望しました。

提案調整会議の活用を!

<一般質問【都市計画マスタープランについて】>

平成32年度から新しい都市計画マスタープラン(都市マス)がスタートします。現計画は、全国的にも先駆的な取組みとして、約3年半、100名程の市民協議会員が「地域別まちづくり構想」の素案を作成しましたので、執行部に対し「新たな都市マス策定に向け、計画に参画したいという市民の方へ配慮すること」を要望しました。

また、現計画の第5編に「提案調整会議」が位置付けられています。提案調整会議とは、「まちづくり提案」を受ける「協議の場」のことであり、協定を結んだまちづくり市民団体委員と行政委員が同数で構成し協働運営するものです。まちづくり提案は、どちらの窓口にも提出ができ、提案調整会議で協議が行われ、提案を両者が認めた場合は事業化し、両者が認めない場合には不可とし、片方が認めない場合にはもう一方が中心に事業を行うといった内容です。

執行部に対し現状を質疑したところ、協定の対象となるまちづくり市民団体が設立されないまま現在に至っており、この提案調整会議は設置されていないとのことでした。

私は、この「提案調整会議」の仕組みは、市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを推進するために欠かせないものであると考えましたので「新しい都市マスにも『まちづくり委員会』を活用しながら、提案調整会議について検討すること」を要望しました。